

小泉診療所 届出施設基準

当院は保険医療機関であり、診療報酬（医療費）算定にあたり、下記の届出を近畿厚生局に行い、実施しております。

- ・ 機能強化加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び 歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療DX情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 酸素の購入単価